

18豊行（情運）第9号

平成19年1月30日

豊橋市長 早川 勝 様

豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会

会長 佐野 真一郎

情報公開制度における公文書の写しの交付方法について（答申第5号）

平成19年1月11日付け18豊行第579号にて諮問のあった案件について、下記のとおり答申する。

記

情報化の進展状況を勘案し、次のとおり豊橋市情報公開条例等を改正するのが妥当である。

- ・ 紙媒体による公文書の写しの交付方法に、カラーコピーによる複写を含める。
- ・ 電磁的記録の公文書の写しの交付方法に、フロッピー等の電磁的媒体に出力し交付する方法を含める。ただし、当該公文書の写しが改ざんされ、それが原本と誤解されることのないよう必要な措置を講ずるものとする。